

# 増山裕一氏博士論文審査要旨

## I. 論文の主題と構成

増山裕一氏が提出した博士論文のタイトルは、『災害税制の研究』である。

阪神淡路大震災及び東日本大震災という二つの大災害を受けて、我が国における災害税制は整備されつつあり、災害からの復旧と復興の手段として注目されるようになった。リスク社会において、災害税制は社会的セーフティーネットを構成する重要な要素となりつつあるといえよう。

本論文は、我が国における災害税制の歴史的展開と現状を分析して、災害税制の全体像を明らかにし、米国災害税制との比較検討を通して、今後の災害税制のあり方を示すことを課題としている。

論文の構成は、以下のとおりである。

序 章 我が国における災害税制—本論文の課題と構成—

第1章 災害減税法による災害税制の検証

第2章 日本と米国の雑損控除制度の比較検証

第3章 阪神淡路大震災と東日本大震災の災害特例の検証

第4章 日本と米国の大規模災害税制の比較検証

第5章 大規模災害時における事業所得等の災害税制の検証

第6章 大規模災害時における山林所得の災害税制の検証

終 章 災害税制の展望

参考文献

## II. 論文の概要

序章では、本論文の目的を、我が国の災害税制の現状を概観し、米国の災害税制とを比較しつつ、我が国災害税制の全体像と今後のあり方を明らかにすることであるとしている。そして先行研究を概観し、それらはいずれも個別の研究が制度の解説にとどまり、災害税制の全体像を歴史にさかのぼり、米国と比較し取り扱った研究は、現在のところ存在しないとしている。

第1章では、我が国独自の災害税制である災害減税法について、明治初期から災害税制としての基本法成立までの沿革を概観し、雑損控除制度との比較に基づき、災害減税法の問題点と今後の在り方を検討している。

第2章では、我が国の雑損控除制度について、米国の災害損失控除と比較し、

現行制度上の見直すべき点を明らかにしている。我が国の雑損控除制度は、米国災害損失控除をモデルに創設されたもので理論的には合理的な制度であるが、災害や適用対象資産の範囲が法文上明確ではなく、災害損失額を時価算出することも困難で問題の多い制度である。米国の災害損失控除制度と比較することによって、現行税制の問題点を明らかにし、改善策を示している。

第3章では、阪神淡路大震災と東日本大震災の災害税制について、特別措置法と災害通達を含めて比較検討している。災害通達は昭和34年の伊勢湾台風以後、大規模な災害の都度、国税当局が公表してきたものであるが、東日本大震災の特別措置法と災害通達を阪神淡路大震災時と比較検討すると、阪神淡路大震災で問題となった項目のうち一部は改善されているが、未解決の項目も残されており、現行税制の問題点を明らかにし改善策を示している。

第4章では、我が国よりも早くから災害損失控除制度を導入し、数多くの制度改正を重ねてきた米国の災害税制を分析することによって、我が国の今後の災害税制の在り方について検討している。米国では、災害対応は州地方政府の所管とされ、連邦政府は税制を含め災害による被災者救済を積極的に行っていなかったが、多くの大規模災害やテロなどの国家的危機を経験することで、国家的災害や危機に積極的に関与する姿勢に転じた。その結果、スタフォード法と連邦緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency : FEMA）が創設され、税制による救済制度も見直され、現在では充実した制度となっており、我が国でも参考とすべきであるとしている。

第5章では、事業所得等における災害税制について、阪神淡路大震災及び東日本大震災の特別措置法、昭和39年の新潟地震以後の事業所得等についての災害通達などを含めて検討している。

第6章では、山林所得における災害税制について、奈良県吉野町の山林家の経営実態を調査の上、山林災害通達を含めて分析し、山林災害税制の在り方を考察している。

終章では、これまでの検討を総括して、災害税制の現状をまとめた上で、今後の在り方について述べている。

災害税制の問題点として、災害法令と税制との不整合、災害減免法と雑損控除という二重の災害税制による不均衡、大規模災害税制がないことによる対応の遅れと不公平、特別措置法や災害通達を含めた災害税制の全体的な再構築の必要性等を指摘している。そして、災害税制の今後の在り方として、①災害法

令と災害税制の一体性の整備, ②災害税制を活用した被災者支援と被災地復興, ③災害減免法と雑損控除の統合, ④災害通達を取り込んだ災害税制, ⑤災害リスクに対しての, 税制, 補助金, 保険制度の一体的運用, ⑥災害後だけではなく災害予防を含めた災害税制の整備などを提言している。

### III. 論文の評価

本論文の評価点は、以下の諸点である。

第1に、我が国の災害税制の全体像を、歴史的展開及び近年の大災害への対応と、米国の制度の比較とをふまえて検討し、その特徴と課題を明らかにしたことである。我が国における災害税制の史的展開にとっては、明治維新以降の租税国家の成立期、関東大震災、シャウプ勧告、阪神大震災、東日本大震災が大きな画期となった。その時期の災害税制の展開と効果を丁寧に分析し、我が国における災害税制の特徴を明らかにしている。他方、米国の災害税制は、戦後日本税制のモデルとなり、先進的な制度に発展している。本論文における米国の災害税制の制度の検討と日本税制との比較は、我が国の災害税制の特徴を明らかにし、改革の課題を鮮明にすることに貢献している。

第2に、災害税制を関係法令や判例だけでなく、各災害時に出された災害通達を丹念に分析し、我が国における災害税制が実際二度のように運用されてきたのかを明らかにしたことである。本論文が示しているように、これまでの我が国の災害税制は、災害通達に負うところが大きく、その検討抜きに的確な実態と評価が難しかった。しかも災害通達にまで踏み込んだ評価は、アカデミズムだけの経験の研究者には困難な作業である。本論文の著者は、国税庁での実務経験を十分生かして、実務経験者のみが行いうる分析にもとづき、災害税制の全体像を描ききったのであり、そのことは高く評価できる。

第3に、以上の分析をふまえての災害税制改革への提言が説得的であることである。阪神淡路大震災及び東日本大震災の実態を踏まえながらの災害減免法と雑損控除の統合の提言、災害通達の意義と限度の検討を踏まえて災害通達を取り込んだ災害税制の提言、米国災害税制における災害復興のための多様な展開を踏まえた災害税制の被災地復興への活用への提言等は、今後の災害税制の改革にとって重要である。

#### IV. 結論

本論文は、我が国で最初の災害税制の全体像を描き出し、その特徴と課題を明らかにしたという点で優れた論文である。確かに、租税法律主義と通達の関係や、災害税制と補助金及び保険との関係等、さらに深めるべきいくつかの課題が残されている。しかし、そうした残された課題は、本論文が成し遂げた、災害税制の歴史的展開の検討、米国の災害税制との比較検討、災害通達までを対象とした実態分析によって明らかにされた我が国災害税制の全体像をふまえて、深められるべきものであろう。

本論文は、我が国における本格的な災害税制研究の最初の橋頭堡を築いた優れた論文であり、博士論文として合格（優）と評価することができる。